

Title	H・ G・ ハンブリー著「イギリスの裁判所」
Sub Title	H.G. Hanbury : English courts of Law
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.8 (1951. 8) ,p.61- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19510825-0061">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19510825-0061</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一部 國際法の主體の概念

第二部 國家とその結合

第三部 國家の發生、承認

第四部 國家の領域、國籍

第五部 非國家

第六部 國家の繼承

第三卷 平時法

第一部 國家の基本權

第二部 國家機關

第三部 外交使節と領事の法

第四部 國際行政法

第五部 國際條約論

第六部 外人法

第四卷以下については既に記した故に、ここでは省略する。なお本書は卷末に附録として次の十二の文書をもっている。

- (1) 神聖同盟（一八一五年九月一四―二六日）
- (2) ブリアン・ケロッグ規約（一九二八年八月二七日）
- (3) 大西洋憲章（一九四一年八月二日）
- (4) フィラデルフィアの勞働宣言（一九四四年五月一〇日）
- (5) ドイツの軍事的降伏文書（一九四五年五月八日）
- (6) 國際連合憲章（一九四五年六月二六日）
- (7) 國際司法裁判所規程
- (8) ヨーロッパ樞軸の主要戰爭犯罪人の訴追と處罰に関する協定
- (9) 國際軍事法廷規程

紹介と批評

(10) 日本の降伏文書（一九四五年九月二日）

(11) 原千力憲章（一九四五年十一月一日）

(12) 暫定的國際連合避難民協定（一九四六年二月一五日）

以上、本書の内容の特色とその概略を紹介し、これに對する私見を加えたが、本書は教科書としては手頃のものであり、またその立論に多數の著述を引用しているので、國際法の研究上便利な書物である。

## H. G. Hanbury : English Courts of Law 1944,

4th reprint 1949 pp. 192, Home University Library, Oxford University Press

### ハンブリー著「イギリスの裁判所」

平 良

從來我國において英米法の研究に志す者の多くが先ず取り上げたものにゲルダート「英法原理」Geldart: Elements of English Law がある。同書は現代のイギリス法の梗概を體系的に述べられたものであるが、判例法として歴史の上に成り立つては多く觸れていない。この點についてはすでにフィフット「イギリス法とその背景」Fifoot: English Law and its Background が紹介されてい

るが今度ハンブリーによつて裁判所制度の發達を中心とするとはいへイギリス法の歴史を簡明に説明し更に現在における若干の機能に及んでいる興味深いものであり、ホーム・ユニバーステイ・ライブラリーの小著とはいへ一九四四年の發刊であり戦後入手し得た新刊書の一つとして紹介の筆を取つた次第である。尙ここではその第四回の再印刷である一九四九年によつたが初版に比して僅かであるが書き加えられているようである。

法を學ぶといふことは何れの國民にとつても特にそれを業とする者を除いて無味乾燥なものであり、それが必要であるにもかかわらず一般に關心を持つていたつていない。現在オックスフォード大學において主として衡平法を講じている著者ハンブリーは言うまでもなく「現代衡平法」Modern Equityを通じて我國にも廣く知られているが、彼によつて十二世紀から現代にいたるまでの裁判所とその背景の發展を中心にイギリスの複雑な統治組織を解明し、合せて議會・裁判官・辯護士などの占めた役割を述べている。この書は十章から分れているが大別して次の三つの部分から考えられよう。

第一は序論的部分であり第一章法の内容 The Content of the Law であり、(I) におつてはいはば法一般についての説明、即ち法と社會規範・國家と法・法の種類・區分といったものからイギリス法における主要な學說について極めて簡単に書いてあるが本書の内容と特に關係を持つものではない。

第二の部分は本書の主要部分をなす第二章ヘンリー二世の業績 The Work of Henry II 第三章第十三世紀 The Thirteenth Century 第四章エドワード一世とその後 Edward I and After 第五章

第六章普通法裁判所とその機能 I, II The Courts of Common Law and their Several Functions (I) (II) 第七章大法官裁判所と衡平法體系 The Court of Chancery and the System of Equity と見出しに従えばプランタジネット期からであるが内容的にはノーマン征服から一八七五年の司法條例に及ぶ司法制度を中心にしたイギリス法の歴史である。言うまでもなくイギリス法は判例法主義としていわば法の實體的な内容は裁判所を通して行われる判決と手續の中に見出すのであり裁判所制度を見ることによつて反面適用された法の内容を見ることとなり、又國家の一機構として裁判所を制度的に特に歴史的に見ることはイギリス憲政史の或面の理解を助けるものであろう、著者によつて

a 立法部に對する執行部の關係及び議院内閣制度

b 貴族院の立法においては上院として、又最高裁判所であるという二重の機能

c 樞密院の司法委員會が一面には執行部として、一面には司法部としての機能を持つている。

とイギリスにおける三權分立の特色は歴史的に考えられることが必要であるとし又彼自身此の問題に出来るだけ答えている。第三の部分は第八章現在の裁判所 The Court at the Present Day 第九章憲法上における裁判官の地位 The Place of Judges in the Constitution 第十章訟廷辯護士及び訟廷外辯護士 Barristers and Solicitors といういわばかかる歴史的な所産としての現在のイギリス裁判所が如何にあり、又これに従つて法曹の地位及び役割を説明しているのである。

アメリカの作られた *was made* 司法制度に對して育てられた *was grown* イギリスの制度の理解は現在でも我々にとつて決して容易であるといひ難いが、ここにおいては刑事及び民事に分ち出来るだけ平易に説明することを試みられている、特に刑事については一九四八年の刑事裁判法案の修正についても第四版に對する注意書として簡單ではあるが補つている。委任立法權限を行使する裁判所の權限及び特に最近問題となる他の機關によつて行われる準司法的な權限について司法部との關係について觸れている。最後の章において、イギリスにおいては實質的には辯護士によつて法が作られるといわれるくらいに重要な地位を占めてゐる辯護士について述べているが僅か五頁にわたるのみで物足りないものを感じる。

以上は本書の素描に止まるが、この一書を以てイギリス法の歴史の全貌を知るに足りないとはいへその概要を把み、歴史的に集積されたイギリス法を歴史的に見るために、又いわば「イギリス法的」に書かれた法學入門の書として適切なものと言えるのではなからうか。